

第3回理事会(臨時) 議事概要

- 開催日時 令和5年6月29日(木) 16時00分～17時00分
- 開催場所 Japan Sport Olympic Square 14階 岸清一メモリアルルーム(東京都・新宿区)
次の役員は、自宅や職場、出張先からWeb会議システム(インターネット回線を使用した音声と映像を伝達するシステム)により参加すると同時に適時的確な意見表明が互いのできる状態となっていることを確認した。

岩 渕 健 輔 栗 原 美津枝 村 井 満
八 木 由 里 塗 師 純 子

- 出席者 理事総数 30名
出席理事 29名(代表理事を含む。)

会 長	山 下 泰 裕	副 会 長	酒 井 邦 彦
副 会 長	三 屋 裕 子		
副 会 長	横 井 裕		
専務理事	尾 縣 貢		
常務理事	北 野 貴 裕	常務理事	小 谷 実可子
常務理事	星 香 里		
理 事	荒 木 絵里香	理 事	伊 東 秀 仁
理 事	岩 渕 健 輔	理 事	岡 本 友 章
理 事	栗 原 美津枝	理 事	杉 山 文 野
理 事	鈴 木 大 地	理 事	須 藤 実 和
理 事	田 口 亜 希	理 事	谷 本 歩 実
理 事	土 肥 美智子	理 事	原 田 雅 彦
理 事	服 部 道 子	理 事	古 谷 利 彦
理 事	松 田 丈 志	理 事	水 鳥 寿 思
理 事	村 井 満	理 事	八 木 由 里
理 事	來 田 享 子	理 事	渡 辺 守 成

監事総数 3名

出席監事 3名

監 事	工 藤 陽 子	監 事	寺 田 昌 弘
	塗 師 純 子		

- 議事の経過の要領及びその結果

会長選定前の議長については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第79条第1項により「新たに選定された代表理事が就任するまでは、前任の代表理事がその権利義務を有する。」と定められていることより、理事会の議長について、山下理事が議事進行を代行することを説明。

- 議 案

(1) 会長の選定について

「会長の選定」について説明したところ、出席理事より「東京2020大会後の様々な問題から、札幌2030冬季大会の招致、愛知・名古屋アジア大会も重要な時期であること、国際競技力向上に加え、スポーツを通じた社会貢献活動と次世代の人材育成に向けて、我々役員が取り組んでいくにあたり、継続的な強いリーダーシップが必要であることから、山下理事を会長に推薦し、常勤として対応いただきたい」との意見があり、この賛否を諮ったところ全員異議なくこれを承認した。

【決議内容】

- ・会長（代表理事） 山下 泰裕

山下会長より以下の挨拶があった。

- ・三度、JOCの会長をおおせつかる事になった。全力でその任を全うしたい。また、今回退任された理事にはこれまでのご尽力に深く感謝する。
- ・振り返ると前回の改選は、ガバナンスコードに沿った形で東京2020大会のレガシーを継承し、スポーツ界の発展に向けてその役割を果たしていくにふさわしい組織となる為、役員改選の方法を大きく見直した。その結果、新任理事が17名となり、理事会の雰囲気も大きく変わり、議論も建設的で前向き、活発になった。今回も新しく6名の新理事が選任された。理事の方々には、理事会は勿論のこと7月19日の理事会にて審議する選手強化本部やオリンピック・ムーブメント事業本部、各専門委員会や専門部会への積極的な参加をお願いする。
- ・東京2020大会はコロナ禍での、史上初となる1年延期の大会、無観客を始め、様々な制限の中での大会となったが、クラスターは発生せず、大会は成功裏に終了し、世界各国・地域から大変高い評価、称賛の言葉をいただいた。
- ・しかし、最も残念だったのは、日本においてコロナ禍でスポーツは不要不急だと認識されたこと。コロナ禍で、自分の心身の健康は自分で守るしかない、欧米でスポーツが大いに称賛されたのとは真逆だった。スポーツに対する欧米と日本の認識の違いを、非常に残念に思い、スポーツ界の努力不足、実力不足を痛感した。これまでの日本スポーツ界は、それぞれの競技の事、あるいはスポーツ界の事ばかりを考えていたのではないかと。もっと社会に目を向けて、スポーツが果たすべき社会的役割、使命についてより真剣に議論し、行動に移すべきではないかと思った。
- ・東京2020大会直後には、JOC Vision 2064「スポーツの価値を守り、創り、伝える」を公表した。オリンピズムが浸透している社会の実現、憧れられるアスリートの育成、スポーツで社会課題の解決に貢献 この3つの柱が中心となっている。これらはJOCだけで取り組んでも十分な成果をあげることが難しいが、NF、JSPO、JPSA、JSC、スポーツ庁、日本オリンピックズ協会等、関係する団体と連携し、取り組んでいきたい。
- ・東京2020大会を目指して取り組んできたものをレガシーとして根付かせていくこともJOCの大きな役割だと考えている。JOCとパラスポーツの更なる連携、ジェンダーバランス、SDGs、全世代におけるスポーツ実施率の向上、環境問題への取り組み等、多様性と調和のとれた社会の実現、スポーツフォーオールに向けて、一緒に取り組んでいきたい。
- ・東京2020大会後は組織委員会元理事の受託収賄や談合疑惑により、オリンピックやスポーツ界への信頼は大きく低下している。10年、20年後に国民に東京2020大会を開催して良かったと思っただけのように、東京2020大会のレガシーがしっかりと根付くよう、東京都やスポーツ庁を始めとする関係団体と連携を深めていくことも我々の責務である。
- ・東京2020大会に向けての準備において、組織委員会スタッフの多くは、暑さ対策、会場移転、経費削減、また、コロナ禍では大会の1年延期、コロナ対策等、大変な状況の中で、100年に一度の国家的プロジェクトの成功に向けて心血を注いで全力で取り組んだが、他の人達に東京2020大会組織委員会で働いているとは言えないような状況である。
- ・20年後にハード面だけでなく、ソフト面でも多くのレガシーが根付き、将来、東京2020大会が肯定的に評価され、組織委員会で働いていた人達が、子どもや孫に胸を張って東京2020大会組織委員会で働いていたといえるような環境が出来るように努めたい。我々の東京2020大会は終わっていない。
- ・コロナ禍で1年延期となった中国杭州で開催されるアジア競技大会まであと2カ月半あまり、パリ2024大会まで13カ月となった。東京2020大会同様に選手達が生き生きと輝き、それぞれの夢に向かって果敢にチャレンジ出来るよう、オリパラ一体でアスリートセンタードの精神で、各競技団体としっかりと連携しながら、準備を進めたい。
- ・次の時代を担う若手人材の育成、世界で活躍できる人材の育成は我々スポーツ界の喫緊の課題である。私も今期を最後の一期だという思いで、NFと連携をとりながら、若手人材の育成も含めた様々な課題に取り組みたい。

(2)第2号議案 副会長、専務理事及び常務理事の選定について

(3)第3号議案 業務執行理事の分担執行について

(4)第4号議案 会長・専務理事の代行者について

- ・定款第20条第2項により、会長以外の理事の中から副会長若干名、専務理事1名及び常務理事若干名を置くことができる。
- ・定款第20条第3項により、副会長、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。
- ・定款第21条第2項により、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- ・定款第22条第2項に基づき、常務理事は、本会の業務を分担執行する。
- ・理事職務権限規程第4条「副会長は会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはあらかじめ理事会が定める順位に従い、その職務を代行する。」並びに第6条「常務理事は専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときはあらかじめ理事会が定める順位に従い、その職務を代行する。」に基づき、代行者を指名する。
- ・以上に基づき、全員異議なく次のとおり承認した。

【決議内容】

- ・副会長（業務執行理事） 三屋裕子、酒井邦彦、横井 裕
- ・専務理事（業務執行理事） 尾 縣 貢
- ・常務理事（業務執行理事） 北野貴裕、小谷実可子、星 香里
- ・業務執行理事の業務分担

役 職	氏 名	勤務体制	分 担 業 務
副会長	三屋裕子		会長の業務の補佐 プロトコールに関する事項 (組織体制・組織運営に関する事項)
副会長	酒井邦彦		会長の業務の補佐 法務、コンプライアンスに関する事項 (危機管理に関する事項)
副会長	横井 裕		会長の業務の補佐 国際連携・交流の推進、国際人材の育成に関する事項 国際総合競技大会の招致・開催に関する事項
専務理事	尾縣 貢	常勤	組織体制・組織運営、危機管理に関する事項 加盟団体との連携・支援に関する事項 事務局に関する事項 中期計画に関する事項 広報に関する事項 選手強化、ナショナルトレーニングセンターに関する事項 国際総合競技大会選手団 (TEAM JAPAN) に関する事項
常務理事	北野貴裕		財務・資産管理に関する事項 マーケティングに関する事項 日本オリンピックミュージアムの管理に関する事項
常務理事	小谷実可子		オリンピックの価値発信、オリンピック・ムーブメント推進に関する事項 日本オリンピックミュージアムの事業に関する事項

常務理事	星 香里	常勤	専務理事の業務の補佐 加盟団体との連携、ガバナンス支援に関する事項 行政関係との連携、調整に関する事項 危機管理に関する事項
------	------	----	---

- ・理事職務権限規程第4条「副会長は会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはあらかじめ理事会が定める順位に従い、その職務を代行する。」に基づき、三屋副会長が代行する。
- ・理事職務権限規程第6条「常務理事は専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときはあらかじめ理事会が定める順位に従い、その職務を代行する。」に基づき、北野常務理事が代行する。

(5)第5号議案 常勤役員の報酬について

「常勤役員の報酬」について説明がなされこの賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(6)国際総合競技大会関係について

各大会ならびに国際総合競技大会における日本代表選手団公式服装着用規程等の改訂について賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

【決議内容】

1)第2回 ANOC ワールドビーチゲームズ(2023/パリ)

- ・TEAM JAPAN 編成数 52 名 (選手 31 名、監督・コーチ等 13 名、アディショナルオフィシャル 8 名)
- ・TEAM JAPAN 名簿、旗手決定について、会長、専務理事、選手強化本部長、団長への一任

2)第2回東アジアユース競技大会 (ウランバートル/2023)

- ・TEAM JAPAN 編成数 77 名 (選手 48 名、監督・コーチ等 29 名)
- ・TEAM JAPAN 名簿、旗手決定について、会長、専務理事、選手強化本部長、団長への一任

3)第19回アジア競技大会(2022/杭州)

- ・TEAM JAPAN 編成数 1147 名 (選手 779 名、監督・コーチ等 255 名、アディショナルオフィシャル 113 名)
- ・TEAM JAPAN 名簿について、会長、専務理事、選手強化本部長、団長への一任

4)国際総合競技大会における日本代表選手団公式服装着用規程等の改訂

- ・国際総合競技大会における日本代表選手団公式服装着用規程、事務局規程、オリンピック特別賞表彰規程、国際総合競技大会派遣規程、JOC アンチ・ドーピング規程の改訂

6 その他

年間行事予定について説明。第4回理事会は7月19日(水)15時から開催。

以上